

# 洋上救急

洋上救急事業は、昭和六十年十月に開始されてから二十年を経過しました。昨年の

十一月末までに延べ五九五件、六二二名の

患者さんに対応しています。これらの事案に対しても、医療機関や海上保安庁、自衛隊の多大な協力と洋上救急センター地方支部等関係者の連携により円滑に遂行されています。以下に、平成十七年度の主な事例を紹介します。

## 『平成十七年度の主な洋上救急事例』

一 平成十七年四月、硫黄島の南方約一千海里で鮪延縄漁船の乗組員一名が興奮状態に陥ったため医療助言を受けた後、船

主から洋上救急の要請があつた。海上保安庁は硫黄島を中継地として洋上救急を計画、海上自衛隊に災害派遣を要請した。

二二日、羽田航空基地ジエット機（LA J五七〇）に医師二名、特殊救難隊員三

名が搭乗し羽田空港を出発。一方、海上自衛隊ヘリは該船から患者を吊上げ硫黄島に輸送、患者を待機中のLAJ五七〇に移乗させ、羽田空港に搬送、救急車に引き継いだ。

二 平成十七年五月、沖縄県北大東島の北

東約七五海里で鮪延縄漁船の乗組員一名が呼吸困難に陥ったため医療助言を受けた後、船主から洋上救急の要請があつた。該船は最寄りの南大東島に入港、同島空港で医師等が搭乗し待機中の海上保安庁那覇航空基地航空機（MA八一七）に患者

者を移乗させ、医師による治療を実施しつつ那覇空港に搬送、救急車に引き継いだ。

三 平成十七年五月、鹿児島県喜界島の南

東約五〇海里で鮪延縄漁船の乗組員一名が吐血し、船主から洋上救急の要請があつた。海上保安庁は鹿児島航空基地へり（MH七九六）に医師を同乗させ奄美空港を

出発、該船と会合したが荒天のため患者

收容を断念。後刻、巡視船さつまが患者を収容、同ヘリが「さつま」に着船し患者を同乗させて出発。医師による応急治療を実施しつつ奄美空港に搬送され、患者を救急車に引き継いだ。

四 平成十七年六月、金華山の東方約

一、三八六海里で鮪延縄漁船の乗組員一名がディスクサンダーの破片で眼球を負傷、医療助言を受けた後、船主から洋上救急要請があつた。海上保安庁は巡視船ざとうに医師等を乗船させ該船に向わせ、「ざとう」搭載ヘリ（MH五七四）で患者を吊上げ収容、医師による治療を実施しつつ基地に向つたが、病院での早期治療が必要と診断されたため、海上保安庁の災害派遣要請により海上自衛隊飛行艇（US一二）が出動。患者、医師等は「ざとう」から同飛行艇に移乗し厚木基地に搬送され、患者を救急車に引き継いだ。

五 平成十七年六月、石垣島の北方約一八〇海里でまき網漁船の乗組員一名が激痛を

伴う腰痛を発症、医療助言を受けた後、船主から洋上救急要請があつた。海上保安庁は石垣航空基地ヘリ（MH七一三）に医師を同乗させて出発、途中、巡視船「くだか」に着船し医師降機の後、同ヘリに潜水士を同乗させ該船向け出発、石垣航空基地の航空機（MA八六五）による照明弾投下の支援を受けて、該船から患者を吊上げ収容、「くだか」に着船して医師による治療の後、同ヘリにより医師、患者を石垣空港に搬送、患者を救急車に引き継いだ。

八 繼いだ。

平成十七年七月、鹿児島県下甑島の北西方約二九海里で、油タンカーの乗組員一名が頭部裂傷等を負い、医療助言を受けた後、代理店から洋上救急の要請があつた。海上

保安庁はヘリ航続距離の関係から航空一名が虫垂炎となり、医療助言を受けた後、代理店から洋上救急の要請があつた。海上保安庁はヘリ航続距離の関係から航空自衛隊に災害派遣を要請した。自衛隊へ

海上保安庁は鹿児島航空基地ヘリ（MH七九六）に医師等二名、潜水士二名を同乗させ出発。洋上で該船から患者を吊上げ収容、医師等による治療を実施しつつ那覇空港に搬送、患者を救急車に引き谷山ヘリポートに搬送、患者を救急車に引き継いだ。

六 平成十七年六月、沖縄県荒崎の南方約九〇海里で、油タンカーの乗組員一名が一酸化中毒で目眩、身体麻痺等を呈したため、医療助言を受けた後、代理店から洋上救急の要請があつた。海上保安庁は那覇航空基地ヘリ（MH五七五）に医師等二名、潜水士二名を同乗させ那覇空港を出発させた。洋上で該船から患者を吊上げ収容、医師等の応急治療を実施しつつ那覇空港に搬送、患者を救急車に引き継いだ。

八 平成十七年八月、那覇市の北西方約一六〇海里で、貨物船の乗組員一名が頭部裂傷等を負い、医療助言を受けた後、代理店から洋上救急の要請があつた。海上

保安庁はヘリ航続距離の関係から航空自衛隊に災害派遣を要請した。自衛隊へ海上保安庁はヘリ航続距離の関係から航空自衛隊に災害派遣を要請した。自衛隊へ那覇空港を出発、洋上で該船から患者を吊上げ、医師等による治療を実施しつつ那覇空港に搬送、患者を救急車に引き継いだ。



ちょっと一眼

九 平成十七年九月、硫黄島の南方約一三〇海里で、鮪延縄漁船の乗組員一名が指先切断等を負い医療助言を受けた後、船主から洋上救急の要請があつた。海上保安庁は自衛隊に災害派遣を要請し硫黄島を中継地として洋上救急を実施した。羽田航空基地のジェット機（LAJ五七一）に医師、特殊救難隊員三名を同乗させ硫黄島に輸送、一方、自衛隊硫黄島基地隊ヘリ（UH六〇J）が該船から患者を吊上げ硫黄島に輸送、応急治療を実施の後、

患者等を L A J 五七一に乗せ羽田空港に輸送、患者を救急車に引き継いだ。

十 平成十七年十月、潮岬の南西方約二二海里で、自動車運搬船の一名が吐血、医療助言を受けた後、代理店から洋上救急の要請があった。海上保安庁は関西航空基地のヘリ（M H 五三五）に機動救難士二名を乗せ出発、更に南紀白浜空港で医師一名を同乗させ現場に向わせた。洋上で該船から患者を吊上げ、医師による治療を実施しつつ南紀白浜空港に輸送、患者を救急車に引き継いだ。

十一 平成十七年十一月、襟裳岬の東南東約三七〇海里で、鰹一本釣漁船の乗組員一名が右足の痛みを訴え、医療助言を受けた後、船主から洋上救急の要請があつた。海上保安庁は函館航空基地のヘリ（M H 七五五）に医師等二名、機動救難士二名を同乗させ函館空港から巡視船つがるに搬送、「つがる」は該船に向った。洋上で「つがる」が搭載ヘリ（M H 五六四）で患者を吊上げ収容、医師による診療を実施しつつ基地に向い、釧路港近海で搭載ヘリにより患者、医師等を釧路空港に搬送し、救急車に引き継いだ。

十二 平成十七年十一月、金華山の南南東方約八八五海里で鮪延縄漁船の乗組員一名が頭部裂傷等を負い、医療助言を受けた後、船主から洋上救急の要請があつた。海上保安庁は患者の緊急輸送を実施するため南鳥島を中継地として対応することとした。巡視船みずほ搭載ヘリ（M H 六一八）が医師二名、特殊救難隊員二名を巡視船みずほに搬送、「みずほ」は該船に向つた。翌々日「みずほ」が搭載ヘリ（M H 六一九）で該船から患者を吊上げ収容、医師による治療を実施しつつ南鳥島に向つた。同島近海で搭載ヘリ二機により医師、患者を南鳥島に搬送、同島で待機中の Y S 型航空機（L A 七〇二）に移乗させ羽田空港に搬送、患者を救急車に引継いだ。

（この洋上救急事案は荒天且つ遠距離海域での発生により医師の出動期間が四日間となり、今年度において最も長い日数を要した。）